

# 中山間地域等直接支払交付金（新対策）の概要

## 1 事業内容

平成12年～16年度で実施された本制度は、平成17年度以降、5年後の集落の将来像を明確化し、従来の取組みを実施していく。さらに従来の取組みに加え、集落で保全すべき農地の指定、高付加価値型農業の推進、担い手育成、集落営農の育成等の積極的な取組みに対して、段階的交付単価を導入し、支援を行うことで、中山間地域等の農業・農村のさらなる維持を図る。

## 2 事業期間・要件

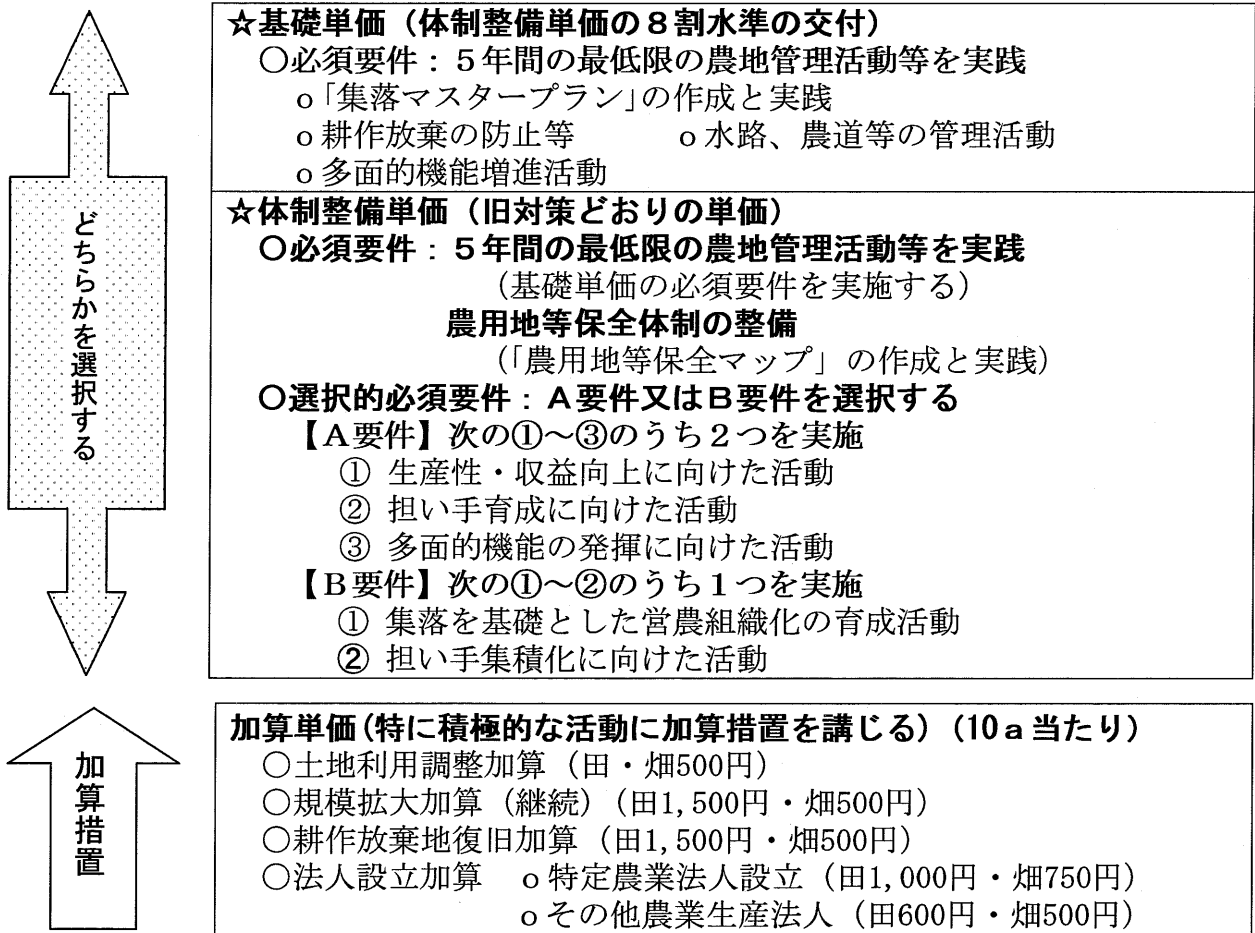
(1) 事業年度 平成17年度～平成21年度（5年間）

(2) 事業要件 対象地域、対象農用地、対象行為、対象者、基本となる交付単価は、旧対策から、特に変更なし

## 3 主な変更点

### (1) 集落活動のレベル等に応じた段階的単価の設定

集落協定ごとに、体制整備単価（旧対策どおりの単価）又は基礎単価を選択する。



※単価の選択は集落協定によるが、事業実施期間中の変更は可能。

※個別協定の場合は、別途の扱いとなる

## **(2) 集落協定策定の考え方【集落マスタープラン＝必須要件】**

すべての集落協定で、目指す将来像（10～15年後を目標）を明確化し、その実現に向けた5年間の活動計画「集落マスタープラン」の作成と実践が必須要件。

標準単価では、農用地等保全マップの作成と実践が必須要件。

## **(3) 交付要件、事務手続き等の見直し**

- ① 限界的農地における林地化の促進（田の林地化に田の単価を適用等）
- ② 交付対象となる維持管理農用地の明確化
- ③ 交付金返還要件の遡及返還義務の緩和（農業後継者の住宅建設用地への転用等）
- ④ 田畑混在地の団地要件の見直し（1haの一団の農用地要件）

## **(4) その他の主な改善点**

- ① 集落協定相互間等の連携等の推進
- ② 共同取組活動に供される交付金の使途の明確化
- ③ 集落協定活動の審査機能の充実（中間年評価を19年度に実施）

## 平成18年度 中山間地域等直接支払交付金実施状況（松山市）

### 1. 協定締結農用地面積（㎡）

#### （1）地目別内訳表

旧市町村名	田	畑	合計
松山地区	751,246	4,547,097	5,298,343
北条地区	861,655	4,177,032	5,038,687
中島地区	0	10,541,385	10,541,385
合計	1,612,901	19,265,514	20,878,415

#### （2）基準別内訳表

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	1,047,118	4,251,225	5,298,343
北条地区	5,038,687	0	5,038,687
中島地区	10,541,385	0	10,541,385
合計	16,627,190	4,251,225	20,878,415

### 2. 交付金額（円）

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	13,130,800	41,601,569	54,732,369
北条地区	56,887,390	0	56,887,390
中島地区	119,918,160	0	119,918,160
合計	189,936,350	41,601,569	231,537,919

### 3. 協定締結数

旧市町村名	協定数			農家数		
	通常分	特認分	合計	通常分	特認分	合計
松山地区	15(0)	28(2)	43(2)	199	513	712
北条地区	25(3)	0(0)	25(3)	646	0	646
中島地区	17(17)	0(0)	17(17)	1,091	0	1,091
合計	57(20)	28(2)	85(22)	1,936	513	2,449

※（ ）内は、体制整備単価に取り組んで活動を実施している協定数